

令和4年2月21日以降のまん延防止等重点措置に伴う
時短要請協力金（延長分）Q & A



はじめに

「認定店」とは…新型コロナウイルス感染防止対策に取り組む飲食店を県が認定した「ふくしま感染防止対策認定店」です。認定店には、右上のオレンジのステッカーが交付されています。

認定取得を申請中の店舗については、オレンジステッカーを受領した時から認定店として扱います。

「非認定店」とは…「ふくしま感染防止対策認定店」を取得していない店舗です。

《 1 時間短縮営業要請について 》

1. 要請の対象市町村を教えてください。

○ 福島県全域になります。

2. 要請期間を教えてください。

○ 要請期間は令和4年2月21日（月）午後8時～令和4年3月7日（月）午前5時までとなります。

3. 要請の対象施設を教えてください。

○ 通常、午後8時から午前5時までの時間帯を含む営業を行っている、食品衛生法に基づく飲食店営業許可を取得している飲食店です。

○ 接待の有無や、酒類提供の有無にかかわらず対象となります。

4. 要請の内容を教えてください。

- 認定店については、以下①又は②のいずれかを要請しております。
 - ①営業時間の短縮：5時～21時まで（酒類の提供は20時まで）
 - ②営業時間の短縮：5時～20時まで（酒類の提供は終日停止）
- 非認定店については、以下のとおり要請しております。
 - 営業時間の短縮：5時～20時まで（酒類の提供は終日停止）

通常の営業時間	ふくしま感染防止対策認定店		非認定店
21時を超えた営業	いずれかを選択		20時までの時短営業 (酒類提供は終日停止)
	①21時までの時短営業 (酒類提供は20時まで)	A方式	
	②20時までの時短営業 (酒類提供は終日停止)	B方式	
20時を超えて21時までの営業	20時までの時短営業 (酒類提供は終日停止)	B方式	

- なお、通常の営業時間とは、従前からチラシ、ホームページ、看板など対外的に周知されている営業時間で判断いたしますので、申請時に提出を求められることがあります。予約営業の場合も同様です。

5. 飲食店営業許可を持っていれば協力要請の対象施設となるのか。

- 飲食店営業許可を持っていても、協力要請の対象外となる場合があります。具体的には以下の施設は協力要請の対象外施設です。
 - (1) 惣菜・弁当・和菓子・洋菓子・ドリンクスタンドなどの持ち帰り専門の店舗
 - (2) ケータリングなどのデリバリー専門の店舗
 - (3) イートインスペースを有するスーパーやコンビニ等の小売店
 - (4) 自動販売機（自動販売機内で調理を行うホットスナックなど）コーナー
 - (5) ネットカフェ・漫画喫茶
 - (6) 飲食スペースを有さないキッチンカー
 - (7) ホテルや旅館等の宿泊施設において、宿泊客のみに飲食を提供する場合
 - (8) 学校、病院その他の施設において、集団給食業務を行う場合
 - (9) 行事や祭り、イベント等で出展を行う場合（飲食店営業許可証に「臨時」と記載されているもの及び、実態として露店やテントなど常設の店舗と考えられないもの）

6. ライブハウス、ボーリング場、麻雀店、カラオケ店、日帰り入浴施設など営業の一部として飲食を客に提供している場合、協力要請の対象となるか。

- 以下の要件に該当すれば協力要請の対象となります。
 - (1) 食品衛生法に基づく飲食店営業許可を取得している。
 - (2) 通常、午後8時から午前5時の間に営業している。
 - (3) 問1-5の協力要請の対象外施設に該当しない。

- 飲食スペースを区分して時短営業できない場合は、施設全体が飲食店舗として時短営業が必要です。ただし、協力金の算定には飲食部門の売上高を用いるため、ルーム料金、プレイ料金、入浴料などの売上高を除いて計上してください。

7. 午後8時以降はテイクアウト又はデリバリーのみであれば営業を行ってもよいか。

- 営業を行っても構いません。施設内で飲食をしないテイクアウト又はデリバリーのみであれば、午後8時から午前5時の時間帯の営業自粛は要請しておりません。

- ただし、協力金の算定にはテイクアウト、デリバリーの売上高を除いた飲食の売上高を用いるため、区分して計上してください。

8. 営業時間を午後9時までに、酒類提供を午後8時までに短縮した場合、午後8時以降、ノンアルコール飲料を提供するのはよいか。

- 午後8時以降、ノンアルコール飲料を提供していただいて構いません。

- ただし、午後8時以降ノンアルコール飲料の提供と混在して、アルコールの提供が行われないよう注意いただくとともに、午後9時までの時短営業に御協力をお願いします。

《2 協力金について》

1. 申請受付期間や申請方法、支給時期を教えてください。

- 申請方法等の詳細が決まりましたら、県ホームページ等でお知らせします。

2. 申請にはどのような書類が必要になるのか。

- 主に以下の書類を提出いただく予定です。
 - ・ 交付申請書（調整中）
 - ・ 飲食店営業許可証の写し
 - ・ 店内の内観・外観写真
 - ・ 時間短縮営業の案内を掲示（要請に応じて時短を実施する期間、実施期間中の営業時間、酒類の提供時間等を必ず記載）したことが分かる書類
 - ・ 業種別ガイドラインに基づく感染防止対策を実施していることが分かる写真（県が発行する新型コロナウイルス感染防止対策取組ステッカーを店舗に掲示している写真やアクリル板等を設置している写真など）

などです。詳細が固まりましたら県ホームページ等でお知らせします。

3. 協力金はいくらもらえるのか。

- 認定店と非認定店とでは、要請の内容及び協力金の単価が異なります。
大企業は売上高減少方式での交付となり、中小企業は売上高方式または売上高減少方式を選択可能です。
- 売上金額については、消費税及び地方消費税を除いた金額で算定します。

		認定店 ふくしま感染対策防止認定店（オレンジステッカー）				非認定店		
		A方式		B方式				
要請内容	営業時間	午前5時～午後9時までの時短営業		午前5時～午後8時までの時短営業		午前5時～午後8時までの時短営業		
	酒類の提供	午後8時まで		終日停止（酒類の店内持込を含む）		終日停止（酒類の店内持込を含む）		
交付額	中小企業	売上高方式	2.5万円～7.5万円/日		3万円～10万円/日		3万円～10万円/日	
			～83,333円	2.5万円	～75,000円	3万円	～75,000円	3万円
		83,333円～25万円	売上高×0.3	75,000円～25万円	売上高×0.4	75,000円～25万円	売上高×0.4	
		25万円～	7.5万円	25万円～	10万円	25万円～	10万円	
	大企業	売上高減少方式	前年度又は前々年度からの1日あたり売上高減少額×0.4		前年度又は前々年度からの1日あたり売上高減少額×0.4		前年度又は前々年度からの1日あたり売上高減少額×0.4	
	上限額	20万円又は前年度もしくは前々年度の1日当たりの売上高×0.3のうち、いずれか低い額		20万円		20万円		

4. 通常の営業時間が午後8時までで、要請の期間中休業しましたが、協力金の交付対象となるか。

- なりません。通常、午後8時～午前5時の間に営業しており、今回の要請に応じた場合に対象となります。
- なお、通常の営業時間とは、従前からチラシ、ホームページ、看板など対外的に周知されている営業時間で判断いたしますので、申請時に提出を求められることがあります。

5. 令和4年2月18日（まん延防止等重点措置の延長適用開始日）より前に時短営業又は休業をした場合には協力金の対象になりますか。

- 令和4年2月まん延防止等重点措置における協力金の交付対象期間は、重点措置延長期間の適用開始日である令和4年2月21日（月）からです。
- 令和4年2月20日（日）以前に、時短営業又は休業をしていただいた場合には、令和4年1月まん延防止等重点措置における協力金の対象期間となります。
- なお、令和4年1月まん延防止等重点措置等における、市町村ごとの協力要請対象期間は下記のとおりです。

対象店舗が所在する市町村	協力要請対象期間
南相馬市	令和4年1月19日（水）午後8時 ～令和4年2月21日（月）午前5時
福島市、会津若松市、郡山市及び いわき市	令和4年1月27日（木）午後8時 ～令和4年2月21日（月）午前5時
その他の市町村※	令和4年1月30日（日）午後8時 ～令和4年2月21日（月）午前5時

※その他の市町村とは、福島市、会津若松市、郡山市、いわき市及び南相馬市を除いた市町村

6. 複数の店舗について要請に応じたが、店舗数に応じて協力金が交付されるか。

- 要請に応じていただいた全ての店舗が対象となりますので、店舗数に応じて協力金を交付します。

7. 複数の店舗を運営する事業者は、全ての店舗を時短営業としなければ協力金は交付されないのか。

- 要請に応じていただいた全ての店舗が対象となりますので、店舗数に応じて協力金を交付します。
- 一部の店舗のみを時短営業した場合でも、営業時間の短縮をした店舗数に応じて、協力金を交付します。
- その場合、時短営業を行った店舗ごとに交付額を決定します。

8. 2月27日オープン予定で予約も受け付けているが、要請に応じた場合、協力金の交付対象になるか。

- なりません。協力金は、令和4年2月18日（時短営業要請日）より前に必要な許認可を取得し、営業の実態がある店舗となります。

9. 社団法人、財団法人、特定非営利活動法人（NPO法人）は協力金の交付対象となりますか。

- 要請の対象となる店舗を運営する事業者であって、要請を受けて営業時間の短縮（または休業）を行った場合であれば対象となります。

10. 大企業も協力金の交付対象となりますか。

- 要請の対象となる店舗を運営する事業者であって、要請を受けて営業時間の短縮（または休業）を行った場合は対象となります。

11. 営業時間を午後8時までに短縮し、酒類の提供時間を午後7時までにすれば、協力金は交付されますか。

- まん延防止等重点措置により、酒類の提供が可能となるのは、通常の営業時間が21時以降である認定店となります。
- 通常の営業時間が20時から21時の認定店、又は非認定店は、要請期間中、終日酒類の提供自粛を要請しているため、協力金は交付されません。
- Q&Aの1-4も参照してください。

12. ふくしま感染防止対策認定店です。当初は、20時までの時短営業で酒類の提供を終日停止していましたが、要請期間の途中から、営業時間を21時まで、酒類提供を20時まで、に変更した場合は、協力金は対象となりますか。

- 時短営業の開始までにいずれかを選択していただくことを原則としておりますが、期間の途中で変更する場合は、事前にその旨を店内に掲示し、お客様に周知してください。
- 申請時には、時短に協力する期間（いつからいつまで）、時短により営業する時間（何時から何時まで）、酒類提供を行ったのか（酒類提供の時間、又は終日停止）を確認する必要があるため、変更前と変更後の両方の掲示内容を提出していただく必要があります。
- 協力金は、それぞれ応じていただいた要請内容に基づく単価で算定します。

13. ふくしま感染防止対策認定店に申請中ですが、オレンジステッカーはまだ届いていません。どの要請に応じれば協力金の対象となりますか。

- オレンジステッカーがお手元に届くまでは、非認定店として、20時までの時短営業、酒類提供終日停止の要請にご協力ください。
- 認定店のステッカー取得後、21時までの営業、20時まで酒類提供に変更する場合は、事前にその内容を店内に掲示し、お客様に周知してください。
- Q&Aの1-4も参照してください。

14. 定休日の1日あたりの協力金の交付単価はいくらですか。

- 時短営業の開始日が、定休日の場合は、協力金の交付対象期間に含めません。
- 協力期間の中で、全期間B方式（営業時間：5時～20時まで、酒類提供：終日停止）の場合は、定休日についてもB方式の算定方法で算出します。A方式（営業時間：5時～21時まで、酒類提供：20時まで）での協力方法が1日以上ある場合、定休日はA方式での算出方法となります。

15. 飲食部門の売上金額に受給した時短協力金を含めて良いですか。

- 時短要請の対象となる飲食業の売上高のみが対象となるため、含められません。

16. 地震の影響等による休業は協力金の対象となりますか。

- なりません。新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止で休業や営業時間の短縮等に応じていただいた場合のみとなります。

17. 令和4年2月20日まで時短要請に協力し、協力金を受給済みです。2月21日以降も引き続き時短要請に協力し、3月6日まで連続して応じました。期間の初日である2月21日は定休日ですが、今回の申請において2月21日は協力金の交付対象になりますか。（3月17日追記）

- 2月20日までの時短要請に応じ、2月21日以降の延長分も継続して協力いただいた場合、期間の初日である2月21日が定休日であっても協力金の交付対象になります。
- 申請における営業カレンダー（Excel版）の自動計算では令和4年2月21日は協力金の交付対象として反映されませんが、事務局で再度計算して協力金の交付額を決定します。

《3 南相馬市の飲食店について》

1. 南相馬市の飲食店です。令和4年1月19日から県の時短要請に応じて20時までの営業で酒類提供を19時まで協力しました。まん延防止等重点措置になっても、変更せず協力すればいいですか

- 通常、21時以降営業していた認定店は、2つの方式から選択が可能となります。営業時間と酒類提供時間に変更が生じますので、いずれかを選択してください。また、人数制限の要請が追加されます。
- 通常、20時以降21時前まで営業していた認定店と非認定店は、20時までの時短営業は同じですが、酒類が終日停止となり、人数制限の要請が追加されます。
- Q&Aの1-4も参照してください。

2. 南相馬市の飲食店です。まん延防止等重点措置により、要請内容が変わったことを知らず、集中対策期間（20時までの時短営業及び19時まで酒類提供）と同じように時短営業していました。協力金は、もらえますか。

- 営業時間を20時までの時短営業、酒類提供を19時までとして要請に応じていた南相馬市の飲食店については、同市への1月27日のまん延防止等重点

措置適用以降、認定店と非認定店とで、協力金の取扱いが異なりますので御注意ください。

- 例1 認定店・通常21時以降も営業している場合
⇒ 交付単価2.5～7.5万円
- 例2 認定店・通常20時から21時の間に閉店している場合
⇒ 交付対象外（酒類提供を終日停止とする要件を満たさないため）
- 例3 非認定店
⇒ 交付対象外（酒類提供を終日停止とする要件を満たさないため）

※ なお、例2、例3においても、まん延防止等重点措置の適用以降、営業時間を20時までに短縮し、酒類提供を終日停止した場合には、期間に応じて3～10万円の単価で協力金を交付します。